

仕 様 書

1 件名 和歌山市斎場残骨灰等処理業務委託

2 業務概要

本市斎場から発生する残骨灰及び集塵灰を適切に処理し、有価物の買取及び残骨の一部を本市へ返還する。

3 用語の定義

(1) 残骨灰

火葬により生じた焼骨及び遺灰等のうち、遺族等が収骨した後に残ったものをいう。

(2) 集塵灰

火葬に伴い集塵機で除去された灰をいう。

(3) 残骨

残骨灰に含まれるお骨をいう。

(4) 残渣類

残骨灰のうち残骨以外のものをいい、有価物や剥れ落ちた炉材等の固形物、棺、副葬品等の火葬残渣物をいう。

(5) 有価物

残渣類に含まれる金・銀・プラチナ・パラジウムをいう。

4 業務委託期間及び対象残骨灰及び集塵灰

業務委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

対象残骨灰及び集塵灰 令和7年11月1日から令和8年10月31日までに発生したもの

5 残骨灰及び集塵灰の保管場所

和歌山市斎場 供養塔（和歌山市南出島100番地の1）（別紙1参照）

6 業務内容

本業務は、下記の工程に従い実施すること。すべての工程において厳正かつ適正に作業を行うこと。

(1) 納品

残骨灰の収納袋新品1,000袋を、契約後すぐに納品すること。

なお、費用は受託者負担とする。

受託者は、納品前に収納袋のサンプルを本市に提出し、承諾を得るものとする。

仕様は、寸法900×600ミリ、2重構造で残骨灰が漏れ出ないものとする。(内袋の密閉性能があり外袋は物理的保護の役割を有していること。)

(2) 搬出運搬

和歌山市斎場に保管されている残骨灰及び集塵灰をすべて搬出する。粉塵等が飛散しないように適切に運搬すること。また、積み込み作業を行う際は、防塵マスクを着用する等、安全対策を講じること。

ア 搬出日及び搬出時間

搬出日は、1か月に1回の頻度で本市立会いのもと搬出することとし、搬出時間帯は、午前8時30分から午後5時までとする。

なお、場内走行時は来場者に配慮し、作業完了時は、清掃及び整理整頓を行うこと。

(提出書類：別紙2)

イ 運搬

運搬中は、残骨灰及び集塵灰が飛散しないように注意を払うとともに、運搬車両に散乱・飛散防止の装備を施すこと。

運搬後、残骨灰及び集塵灰の重量を測定し残骨灰等重量報告書を提出すること。

(提出書類：別紙3)

(3) 保管

残骨灰、残骨及び有価物は、厳重に保管すること。

なお、保管場所は、契約後速やかに本市に提示すること。

(4) 残骨灰の選別

処理施設の設備を使用し、残骨の抽出を行うこと。また、選別により取り除かれた残渣類は、本市に帰属の有価物(金・銀・プラチナ・パラジウム)とそれ以外に分別すること。

(5) 残骨の処理

ア 粉砕処理

抽出された残骨は、処理施設の設備を使用し粉砕して減容化する。

イ 残骨の最終処理業務

最終処理にあたっては、故人の尊厳及び遺族の宗教的感情を十分尊重して行うこと。処理後の残骨量の1%を和歌山市斎場の供養塔に返還すること。返還日については、双方協議のうえ本市指定の日とする。それ以外の残骨は、最終埋葬地に納骨し丁寧に供養すること。(提出書類：別紙4)

(6) 有価物の処理及び買取り

ア 精錬単価等について、精錬回数ごとに本市の承諾を得たうえで精錬作業を行うこと。

(提出書類：別紙5)

精錬作業は、上記承諾を得た後速やかに行うこと。

精錬会社は、国、地方公共団体又はこれらに準じる機関から精錬業務を受託若しくは再

委託された実績を有すること。

精練回数は2回とし、精練ごとに売却契約の締結及び買取を行うこと。

有価物報告書及び有価物預かり証は、精練の都度提出するものとする。

上記精練に係る対象残骨灰、集塵灰及び書類の提出期限

1回目 対象 令和7年11月1日から令和8年4月30日までに発生したもの
提出期限 令和8年9月30日

2回目 対象 令和8年5月1日から令和8年10月31日までに発生したもの
提出期限 令和8年12月28日

イ 有価物（金・銀・プラチナ・パラジウム）について精練を行い、品位、数量等を精練の都度報告すること。精練純度は、金及び銀は、99.99%以上、プラチナ及びパラジウムは、99.95%以上とする。（提出書類：別紙6、別紙7）

精練会社が発行する精練単価、精練作業に係る手数料、有価物の数量等を記した書類を精練の都度添付すること。

ウ 上記イに記載の書類検査完了後に、売却契約を締結し有価物の買取を行うこと。

イで報告を受けた、金・銀・プラチナ・パラジウムの各質量に、当該書類検査完了日の時価を乗じて売却価格を計算する。1円未満の端数が生じた場合は、品目ごとに切り捨てることとする。

計算に用いる時価は、インターネット上で公に閲覧可能な一般社団法人日本金地金流通協会の会員事業者のウェブサイトに掲載された買取価格（税込）のうち、最も高い価格とする。（1日で公表が複数回ある場合は、その日の初回の公表価格を適用する。）

なお、精練作業に係る手数料等は、売却価格から差引くものとする。

エ 上記ウにより算出した価格をもって売却契約を締結する。（別紙8）ただし、売却価格が2,000万円以上となる場合は、議会の議決が必要（和歌山市財務に関する条例第12条）となるため、検査完了時点の売却価格をもって仮契約とする。

なお、議会の議決を得た場合は、当該議決日をもって本契約書としての効力を生じるものとし、あらためて本契約の締結を省略するものとする。

オ 上記エの契約締結後、本市が発行した納入通知書にて納期限までに納めること。

(7) 無害化等中間処理

ア 残骨灰等の処理においては、「平成22年7月29日付け厚生労働省健康局生活衛生課長通知」に基づき取り扱うこと。

イ 残骨灰及び集塵灰にかかる有害物質の測定に関しては、廃棄物処理法施行規則第1条の2特別管理産業廃棄物の判定基準（「燃え殻・ばいじん・鉱さい」）により、分析可能な法人に業務を委託し、分析結果報告書（様式任意）を提出すること。

(8) その他の処理

ア 剥がれ落ちた炉材や残骨灰収納袋等は、受託者の事業活動から発生した廃棄物として適正に処分すること。

イ その他、各種法令に則り、リサイクル可能なものはリサイクルする等、環境に配慮して適正に処理すること。（提出書類：別紙9）

7 支払方法

本業務の委託料は、残骨の埋葬供養及び有価物の検査が済み、有価物の売却代金が支払われたことを本市が確認できてから請求できるものとする。本市は、適正な請求を受けてから30日以内に委託料を支払うものとする。

8 契約の解除

本市は、契約書に定める事項の他、受託者が以下の各号に該当する行為を行ったときは、契約を解除することができる。この場合、受託者は本市に対し、何らの損害賠償を求めることはできない。

- (1) 受託者が契約書等に違反し、業務を遂行することが不可能ないし困難もしくは不適切であると本市が判断した場合。
- (2) 受託者が遵守すべき法令等に故意又は過失により違反した場合。
- (3) 受託者が本市に提出した書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 受託者の責めに帰すべき事由により、業務開始日に本業務を開始できない場合又は開始できる見込みがないことが明らかな場合。

9 特記事項

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたっては、火葬された故人の尊厳を尊重することを第一とし、礼を失しない方法により丁寧に行うこと。
- (2) 全ての工程において、本市以外の火葬場等から搬入した残骨灰が本市の残骨灰に混入しないように厳密に取扱うこと。
- (3) 契約締結後、速やかに搬出日程、処理工程、最終埋葬地等を記載した実施計画書及び作業責任者、作業従事者を記載した体制図を提出し、本市の承諾を受けること。（任意様式）
- (4) 搬出から納骨までの各作業工程における状況を、写真等を添えて報告すること。

ア 搬出の作業開始から処理施設への搬入、計量までが時系列で判るように処理日時を記した黒板を写しこむこと。重量測定対象物を計量器に載せた全体像及び当該重量がわかる表示部を撮影すること。

イ 受託者が重量測定に使用する計量器は、計量法（昭和26年法律第207号）第16条の規定に基づく検定を受けた特定計量器（はかり）を使用しなければならない。

ウ 残骨灰の選別及び粉碎処理作業の状況が時系列で判るように、処理日時を記した黒板を写しこみ撮影すること。

エ 写真撮影の詳細については、別紙「写真撮影について」を参照のこと。

（提出書類：別紙10）

- (5) 本市斎場内に立入る際は必ず名札を着用すること。
- (6) 本業務に関する法令、条例及び規則等を遵守し、関係官公署の手続きが必要な場合は、遅滞なく受託者の費用で行うものとする。
- (7) 受託者は、本業務の実施にあたっては、安全対策に留意すること。万一事故等が発生しても本市は責任を負わない。
なお、事故等発生の際には、本市へ当該報告書の提出を行うこと。
- (8) 本業務に必要な用具等は、受託者にて準備すること。
- (9) 受託者は、本業務の実施にあたり本市との連絡を密にとり、斎場の運営に支障のないよう留意すること。
- (10) 履行期間中に、残骨灰処理等が適切に実施されていることを確認するため、本市が受託者の処理施設及び最終埋葬地等の現地確認を行うものとする。また、本市は、必要に応じて、受託者の業務の履行に立会い、受託者の事務所等へ立入り、又は書面により報告を求めることができることとし、受託者は、正当な理由がない限りこれを拒むことはできない。
- (11) 本業務は、本仕様書及び契約書に定める事項によるものとする。
- (12) 本業務の応札にあたり、斎場の下見日は設けない。
- (13) 本業務の応札にあたり、別途の提供資料、閲覧資料はない。
- (14) 受託者は、本業務の実施にあたり疑問が生じたときは、本市の指示を受けること。
- (15) 本仕様書に定めのない事項については、その都度、受託者と本市で協議するものとする。

10 火葬件数及び残骨灰等発生量（実績）

火葬件数	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
胞衣汚物含む	5,643件	5,544件	5,687件	5,287件
胞衣汚物除く	5,575件	5,480件	5,630件	5,230件

令和7年4月1日から令和7年10月31日まで

胞衣汚物含む火葬件数 2,846件 胞衣汚物除く火葬件数 2,812件

残骨灰等発生量 8,158kg

11 資格要件

残骨灰及び集塵灰の処理及び有害化学物質の除去に係る業務について、国、地方公共団体又はこれらに準じる機関の発注した業務を受託し、履行した実績を有すること。

1.2 担当部署

和歌山市南出島100番地の1

和歌山市健康局保険医療部保険総務課齋場

電話番号 073-471-2921

電子メールアドレス saijo@city.wakayama.lg.jp

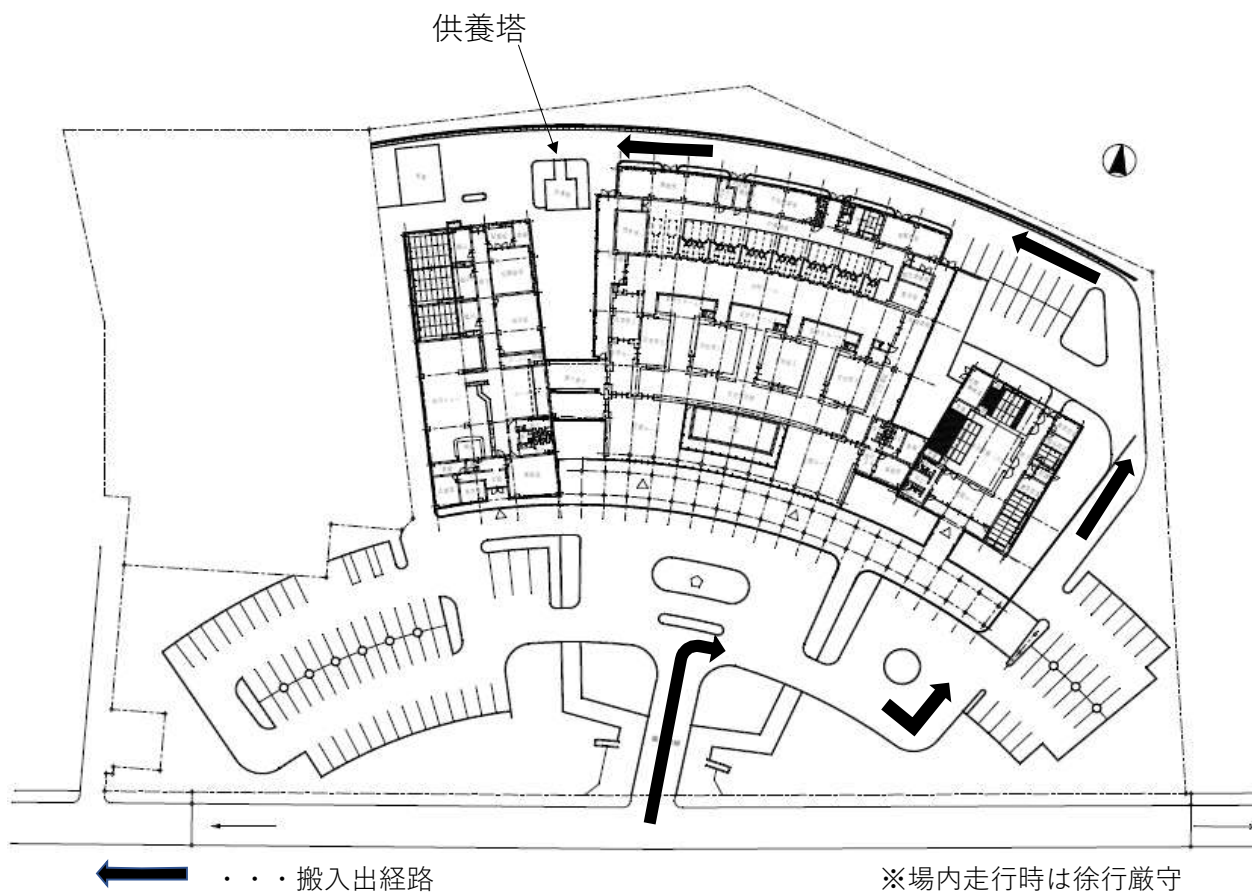
1.3 疑義の質問関係

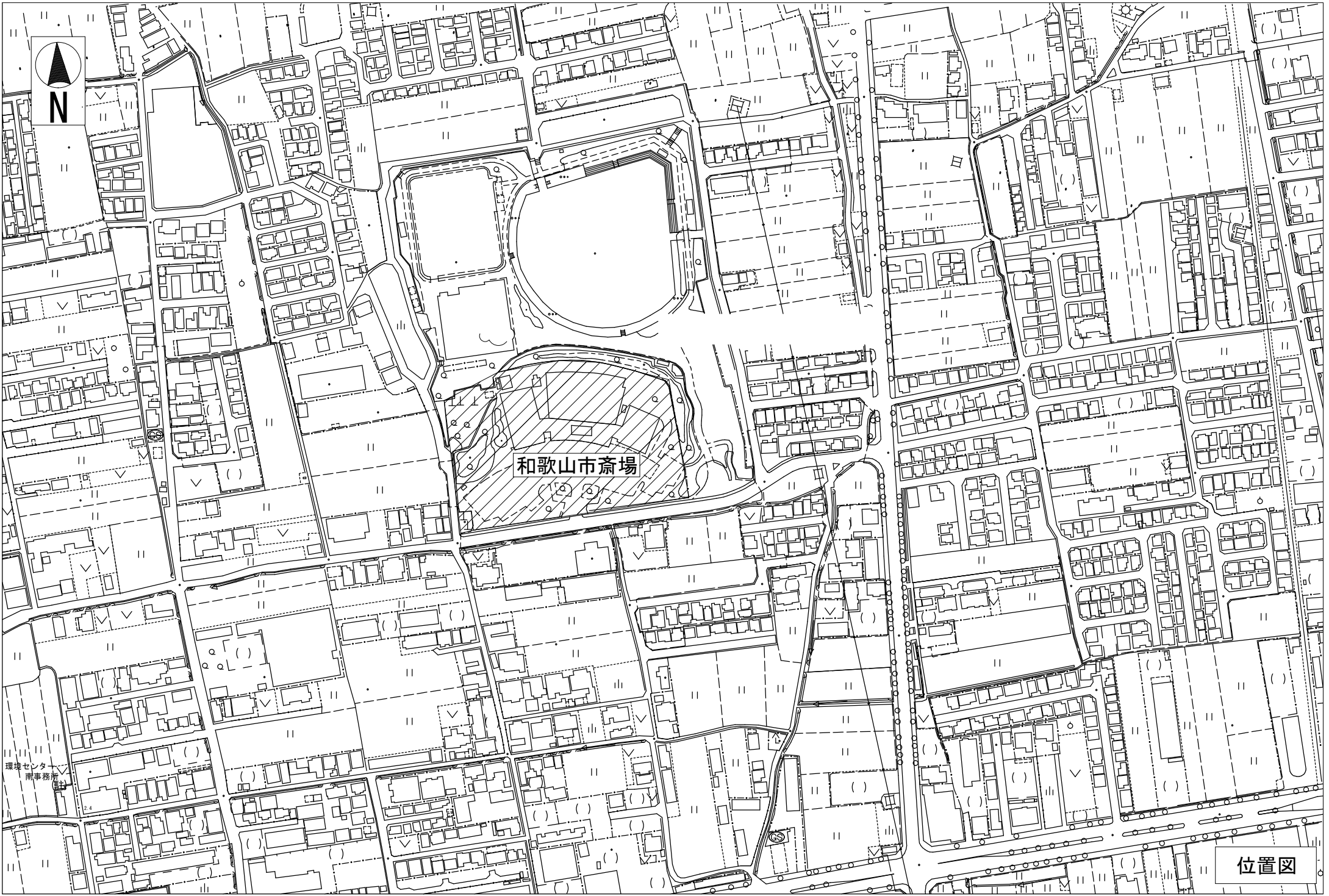
入札者は、見積期間中に仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当場長あて電子メールで提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

残骨灰及び集塵灰の保管場所





和歌山市斎場

環境センター
南事務所
(仮)

位置図

残 骨 灰 等 引 取 報 告 書

- 1 引取日 令和 年 月 日
- 2 残骨灰 _____ 袋
- 集塵灰 _____ 袋
- 3 立会者 和歌山市斎場立会者名
_____ 印

上記のとおり、和歌山市斎場の残骨灰及び集塵灰を引き取りました。

令和 年 月 日

所在地
受託者 事業者名
代表者名
引取者名
_____ 印

【別紙4】

令和 年 月 日

和歌山市長 様

所在地
受託者 事業者名
代表者名 印

残 骨 返 還 報 告 書

次のとおり、粉碎及び選別作業後の残骨を一部返還します。

和歌山市斎場分 _____ k g

【別紙5】

令和 年 月 日

和歌山市長 様

所在地
受託者 事業者名
代表者名 印

精練単価等報告書

次のとおり報告します。

品目	精練単価/g	その他作業	その他作業費/g
金 (Au)	円/g		円/g
銀 (Ag)	円/g		円/g
プラチナ (Pt)	円/g		円/g
パラジウム (Pd)	円/g		円/g

※精練前に提出し、承諾を得ること。

令和 年 月 日

和歌山市長 様

所在地
受託者 事業者名
代表者名 印

有価物報告書

有価物について、次のとおり報告します。

1 品目・品位・重量等

品目	品位※	数量※	形状
金 (Au)	%	g	
銀 (Ag)	%	g	
プラチナ (Pt)	%	g	
パラジウム (Pd)	%	g	

※小数点第2位まで記載すること。

2 精練単価及びその他費用等

品目	精練単価	その他作業	その他作業費/g
金 (Au)	円/g		円/g
銀 (Ag)	円/g		円/g
プラチナ (Pt)	円/g		円/g
パラジウム (Pd)	円/g		円/g
その他必要経費 ()			円

3 精練業者

所在地及び名称

4 精練費用

5 添付資料

数量及び純度を証明する書類

【別紙7】

令和 年 月 日

和歌山市長 様

所在地
受託者 事業者名
代表者名 印

有価物預かり証

次のとおり確かに預かります。

品目	数量※	品位※	形状
金 (Au)	g	%	
銀 (Ag)	g	%	
プラチナ (Pt)	g	%	
パラジウム (Pd)	g	%	

※小数点第2位まで記載すること。

有価物売却契約書

1 有価物（金・銀・プラチナ・パラジウム）

2 数量・売却単価等

品目	品位※	数量※ (A)	売却単価 (B)	売却価格 (A) × (B)
金 (Au)	%	g	円	円
銀 (Ag)	%	g	円	円
プラチナ (Pt)	%	g	円	円
パラジウム (Pd)	%	g	円	円
			計	円

※小数点第2位まで記載すること。

3 精練に係る数量及び単価

品目	精練単価 (a)	数量※ (b)	その他作業	その他作業費 (c)	精練作業に係 る手数料等 (a)+(c) × (b)
金 (Au)	円/g	g		円/g	円
銀 (Ag)	円/g	g		円/g	円
プラチナ (Pt)	円/g	g		円/g	円
パラジウム (Pd)	円/g	g		円/g	円
その他必要経費 ()				円	円
				計	円

4 契約金額 円（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
 （売却価格 円から精練作業にかかる手数料等 円を差し引いた金額）

5 履行期間 契約締結日から令和 年 月 日まで

6 契約保証金 不納付 和歌山市契約規則第34条第5号の規定による。

売却人及び買受人は、上記事項及び別添の条項により契約を締結するものとし、この契約書2通を作成して、各自1通を保有する。

令和 年 月 日 (仮契約日)

令和 年 月 日 (本契約日)

売却人 (甲)

買受人 (乙)

(総則)

第1条 売却人(以下「甲」という。)及び買受人(以下「乙」という。)は、表記記載の契約に関して、この契約書に定めるもののほか、日本国の法令を遵守し、誠実に義務を履行しなければならない。

2 乙は、この契約を履行するうえで知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 この契約の履行に関し甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。

4 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約の履行に関し甲と乙との間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法に定めるところによるものとする。

6 この契約書における期間の定めについては、民法及び商法の定めるところによるものとする。

(契約の履行)

第2条 乙は、表記の契約金額をもって、表記の履行期間について、表記の買取等を誠実に遂行しなければならない。

(売却の中止等)

第3条 甲は、必要があると認めるときは、売却等の中止、売却等の内容の変更又は履行期間の伸縮を行うことができる。

2 前項の場合において、乙は、甲に対して契約の解除を求めることができる。

(検査の実施)

第4条 甲は、この契約による乙の買取等の遂行に関し、検査を行うことができる。

2 乙は、前項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 乙は、第1項に規定する検査に合格しないときは、当該買取等を中止し、又は改善を行わなければならない。この場合において、これに要した費用は、乙の負担とする。

4 第3項の規定は、前項の規定により買取等を改善する場合について準用する。

(遅延損害金)

第5条 乙は、自己の責めに基づく理由により買取等を中止し、又は中断するときは、遅延損害金として、業務を履行しない日数に応じ、契約金額の年100分の7に相当する金額を甲に納付しなければならない。ただし、既に一部の買取等を履行しているときは、その部分に相当する金額を控除して算出した金額とする。

2 前項の日数の計算に当たっては、第4条第1項の規定による検査に要した日数は、算入しない。

3 第2項に定めるもののほか、乙が契約期間内に物品等の引取りを完了せず、売却人が物品等の保管の場所を変更し、又は第三者に保管を委託した場合の費用は、乙の負担とする。

(損害の負担)

第6条 当該契約に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害については、この限りでない。

(契約の解除)

第7条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、契約を解除することができる。

(1) 買取等の誠実な遂行ができる見込がないとき。

(2) 正当な理由がないのに買取等を中止し、又は誠実な遂行をしないとき。

(3) 契約の締結に当たり、不正の行為があったとき。

(4) 買取等の遂行に当たり、正当な理由がなく甲の指示に従わなかったとき。

- (5) 履行期間が終了するまでに、契約を締結する能力を有しない者又は破産者になったとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、契約条件に著しく違反したとき。
- 2 乙は、前項の規定により契約の解除があったときは、甲にその損失の補償を求めることができない。
- 3 乙は、第1項の規定により契約を解除した場合において、既に一部の買取等の遂行があり、売却代金の納入がないときは、直ちに未納金を納入しなければならない。
- (契約が解除された場合等の違約金)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、甲は、総価契約にあつては契約金額の10分の1に相当する額を、単価契約にあつては契約単価に予定数量を乗じて得た金額の10分の1に相当する額の範囲内で違約金として乙に請求することができる。

- (1) 前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

第9条 甲は、第7条第1項各号に掲げる場合のほか、買取等の履行期間が終了するまでに、必要があると認めるときは、契約を解除することができる。

- 2 第7条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。
- 3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、甲の文書による承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、又はこの契約に係る権利を第三者に譲渡し、若しくはこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。

- 2 乙は、本契約に係る甲の売却物品等を処分し、又は第三者に譲渡し、若しくは使用させるときは、法令等を遵守するとともに甲の指示に従わなければならない。
- (売却金額の支払)

第11条 乙は、甲が指定する期日までに、甲が定める手続により、売却代金を納入しなければならない。

- 2 乙が前項の期日までに売却代金を納入しないときは、遅延日数に応じ、甲は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による割合で計算した額の遅延利息の支払を乙に請求することができる。

(議会の議決)

第12条 この契約が「和歌山市財務に関する条例」（以下「条例」という。）第12条による議会の議決を要するものであるときは、この契約は、仮契約とし、甲及び乙は、甲の条例第12条による議会の議決があった場合は、当該議決日をもって本契約書としての効力を生じるものとし、あらためて本契約の

締結を省略するものとする。

2 前項の本契約は、甲が前項の議会の議決があった後において、この契約書に契約日付を押印し、乙にその1通を交付することにより行う。

3 この契約が第1項に定める仮契約であるときは、検査完了時点の売却価格をもって仮契約とする。

4 第1項に定める条件が成就しなかったときは、甲及び乙いずれも相手方に対し、損害賠償等の要求は行わないものとする。

第13条 甲は、前項の規定にかかわらず、甲の条例第12条による議会の議決がある前に、乙が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、仮契約を解除することができる。

(1) 和歌山市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等であるとき。

(2) 役員又はその使用人（乙が法人でなく個人である場合は乙本人。以下同じ）が、贈賄又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律の違反の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1号に違反するとして、公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令（課徴金納付命令又は排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた際に課徴金が全額免除された場合を除く。）を受け、同委員会から告発され、又は逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(4) 役員又はその使用人が、談合又は公契約関係競売等妨害の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(5) その他契約の相手方として不適当であると認められるとき。

2 前項第1号から第4号までのいずれかの規定により甲が仮契約を解除した場合においては、乙は甲に対し、仮契約代金額の100分の5に相当する額の違約金を支払わなければならない。

（暴力団等排除に係る解除）

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第15条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(紛争の解決)

第16条 この契約に関し、甲と乙との間で紛争が生じたときは、甲及び乙は、協議のうえ第三者を調停人に選任し、当該調停人のあっせん又は調停により解決を図るものとする。

2 前項の規定による解決のために要する費用は、甲及び乙がそれぞれ負担する。

(個人情報取扱)

第17条 乙は、この契約の履行に関し、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び和歌山市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守しなければならない。

(契約の費用)

第18条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第19条 本契約に定めのない事項及び本契約に関して疑義が生じた事項は、必要に応じて甲乙協議して定める。

(裁判管轄)

第20条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

令和 年 月 日

残骨灰及び集塵灰処理業務報告書

和歌山市長 様

所在地
 受託者 事業者名
 代表者名

印

残骨灰等				kg	
残骨				kg	
有価物				kg	
残灰等	内訳				
	灰			kg	
	金属類 (有価物除く)	金属類合計			kg
		内訳	鉄		kg
			チタン		kg
			アルミ		kg
			ステンレス		kg
			コバルト		kg
	その他 ()			kg	
	一般廃棄物			kg	
産業廃棄物			kg		
その他 ()			kg		
中間処理完了年月日	令和 年 月 日				

工程:

年 月 日

	No.1	作業内容
写真		

	No.2	作業内容
写真		

	No.3	作業内容
写真		

作業毎に作成し、提出すること

【別紙】写真撮影について

1 写真撮影箇所

写真撮影箇所は、次の各業務工程のほか、本市が指示する箇所、または、当然記録に残す必要があると思われる箇所は、撮影しておかなければならない。

2 撮影方法

写真撮影にあたっては、以下の撮影箇所項目について業務委託名、作業内容等を明記した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

小黒板の判読が困難となる場合や黒板の写しこみが困難な場合は、写真帳の写真右側欄にその状況を記すこと。

撮影箇所項目

工程	内容
共通事項	各工程について「作業前」・「作業中」・「作業後」
	枚数、工種は多めに。
	画質は鮮明に。
	「業務委託名、状況」を記した黒板を写しこむこと
搬出	作業者の名札、マスクの着用状況
	車両の散乱・飛散防止措置の状況
	清掃、整理・整頓の状況
	供養塔の内部 搬出「前・中・後」
	その他
計量	計量施設 搬入状況
	計量状況
	計量値（表示器のアップ）
	計量器の検査記録が分かる写真
	その他
保管	保管施設 施設全景
	保管場所 搬入状況
	厳重保管の状況
	保管状況 (和歌山市所有の明示、異物混入措置ができているか等)
	その他
残骨灰の選別	選別施設 施設全景

	搬入状況
	作業状況 「前・中・後」
	選別前・選別後の計量状況
	その他
残骨の処理	作業状況 「前・中・後」
	計量状況
	最終埋葬地 納骨状況
	最終埋葬地 供養状況
	残骨の返還状況
	その他
無害化処理等	有害物質の測定状況
	その他
産廃	発生状況
	処理状況
	その他
精錬	精錬状況
	搬入時
	搬入前、搬入時等の計量状況
	その他
その他	和歌山市の立会状況写真

※別紙10 写真の右欄に状況を記すこと。

3 撮影の仕様

写真はカラーとし、有効画素数は、小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3:4程度とする。(デジタルカメラを用いる場合は、100万画素程度～300万画素程度＝900×1,200程度～1,500×2,000程度とする。)

4 黒板記載様式 (参考)

発注者 和歌山市
 委託業務名 和歌山市斎場残骨灰等処理業務委託
 作業内容 ○○○○
 受注者 ○○○○○

案

業 務 委 託 契 約 書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は、和歌山市斎場残骨灰等処理業務委託（以下「委託業務」という。）の履行を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、 円（うち消費税及び地方消費税相当額 円を含む。）とする。

2 委託金の支払は、1回支払とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（乙の履行不能）

第10条 乙は、その責めに帰すべき事由により委託業務を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金を請求しなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の30の金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第20条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

(3) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされ

た期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(乙の解除権)

第17条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が6か月を超えたとき。

2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により、この契約を解除された場合に準用する。

(賠償金等の徴収)

第18条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足あるときは乙に追徴する。

(秘密の保持等)

第19条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第20条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第21条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして第20条に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

（合意管轄）

第22条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

（補則）

第23条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。